

建築士・建築設備士・建築施工管理技士・
電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士の
資格をお持ちの皆さんへ



建築CPD情報提供制度のご案内

技術者・専門家の能力、資質が問われている昨今、
有資格者の自己研鑽が大いに期待されています。

「建築CPD情報提供制度」は、
建築士・建築設備士・建築施工管理技士・
電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士の皆さんの
スキルアップをサポートする制度です。
積極的なご参加をお待ちしています！

▶ CPDって何?

CPD (Continuing Professional Development) は、「継続的能力・職能開発」、「継続職能研修」などと訳され、自己研鑽等の実績を支援・促進する制度です。技術者や専門家が新しい技術や知識の情報を得るために、講習会や見学会などにより能力・資質の維持向上に努める活動をいいます。自己研鑽を目的とするものですが、今後はさらに、消費者、業務発注者が優良で秀でた技術者、専門家を選択する際の判断指標としたり、国際的な能力証明など、その活用が拡大するものと考えられます。

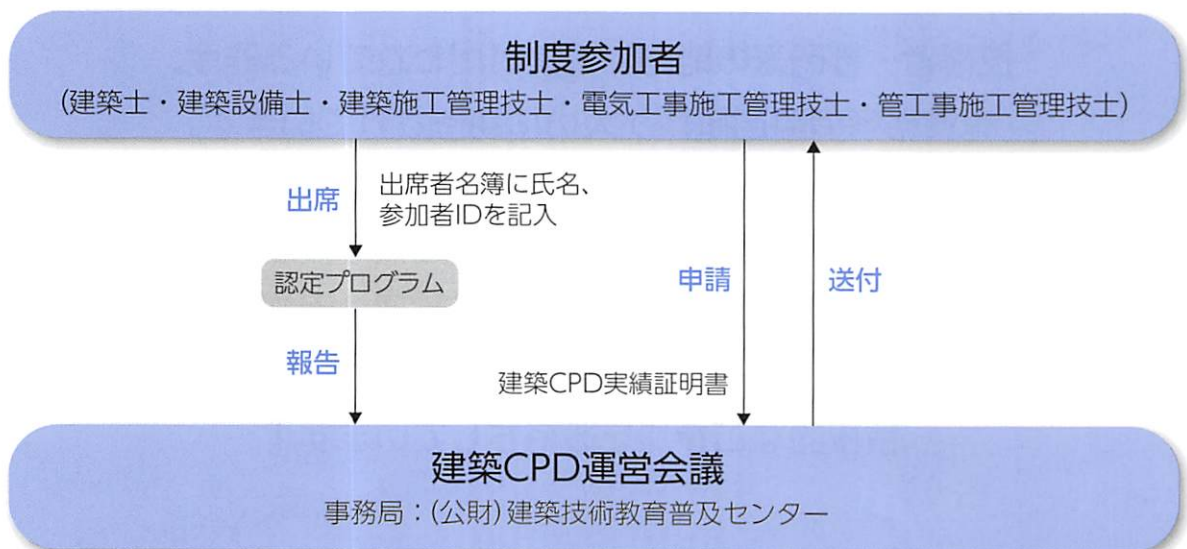
▶ 建築関係のCPD制度は?

建築・設備関係の各職能団体等がそれぞれ独自のCPD制度を運営しています。「建築CPD情報提供制度」は、関係団体のCPD制度を活用・統合した制度で、建築・設備関係12団体により構成される「建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）」が運営しています。

▶ 「建築CPD情報提供制度」の特長は?

「建築CPD情報提供制度」とは、建築士、建築設備士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士「以下、建築士等という」の資格者の研修としてふさわしい講習会等をあらかじめ認定し、その情報を公開するとともに、建築CPD情報提供制度参加登録者が認定された講習会等に出席した記録を統合的に管理し、必要に応じて、その実績を証明する制度で、次のような特長を有しています。

- 学識経験者、国、建築・設備関係団体によって構成される建築CPD運営会議が運営する制度です。
- 建築士等は所属団体にかかわらず参加可能です。
- 建築士等の研修としてふさわしい講習会等を参加団体共通の基準により認定します。
- 建築士等で以下のCPD制度参加者はそのまま「建築CPD情報提供制度」の参加者となります。
日本建築家協会CPD/建築設備士関係団体CPD協議会/APECエンジニア資格者（建築構造分野に限る）/APECアーキテクト資格者/建築・設備施工管理CPD/建築士会CPD（建築CPD情報提供制度に参加申込をしている者に限る）
- 出席した認定プログラムの出席者名簿に参加者ID・氏名を記入するだけでCPD実績を蓄積することができます。
- ご自身のCPD実績は「CPD情報システム」でいつでも容易に確認することができます。
- 受講等の実績を統合的に管理し、設計・工事監理業務の受注、建築工事の受注等に際してCPD実績を証明します。



CPD実績の管理フロー図